

男鹿市・潟上市・八郎潟町・井川町・大潟村

広域消防運営計画（案）



令和 7 年〇月

男鹿・湖東地区消防広域化協議会

はじめに

消防は、近年の災害の大規模化や住民ニーズの多様化など、取り巻く環境の変化に的確に対応し、住民の生命、身体及び財産等を災害から守る責務を果たしていく必要があります。

しかしながら、管轄人口 10 万未満又は消防吏員数 100 名以下の小規模消防本部においては、一般的に財政基盤や人員、施設、装備等の面で十分ではなく、高度な消防サービスの提供に課題がある状況となっております。

このため、国では、市町村の消防広域化を推進するため、平成 18 年 6 月に消防組織法の改正を行い、同年 7 月に「市町村の消防広域化に関する基本指針」を定めています。

秋田県においては、平成 20 年 3 月に「秋田県消防広域化推進計画」を策定し、現在まで 3 回の計画年度を通して、市町村の自主的な消防広域化の推進に対して積極的な支援と働きかけを行っている状況です。

これを受け、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部を構成する、男鹿市・潟上市・八郎潟町・井川町・大潟村は、令和 3 年度から消防広域化に向けた調査・研究を開始しました。

男鹿・湖東地区消防本部管内においては、今後、全ての構成市町村において、人口減少が加速し、対象地域の総人口は 2045 年には、2025 年の約 60.9%まで減少することが推計されており、生産年齢人口の減少により、構成市町村は非常に厳しい財政運営を余儀なくされることが予測されております。

しかし、その一方で、消防に関しては、高齢化による救急搬送需要の高まりや、近年、頻発する激甚災害への対応など、消防力の維持・強化が必要となっております。

この問題を解決するため、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部を構成する、男鹿市・潟上市・八郎潟町・井川町・大潟村は、消防広域化によって、組織の効率化、活性化及び消防、救急業務に係る行財政上の様々なスケールメリットを最大限に活用する必要があるとの共通認識の下、令和 6 年 7 月 1 日に消防広域化のための任意協議会である「男鹿・湖東地区消防広域化協議会」を設立し、消防広域化へ向けた協議・調整を進めて参りました。

この広域消防運営計画は、広域化後の消防の円滑な運営を確保するため、消防組織法、市町村の消防の広域化に関する基本指針及び秋田県消防広域化推進計画を踏まえ、同協議会において構成市町村の総意のもとに策定したものです。

目 次

第1章 現況と課題

1 構成市町村の概要	1
(1) 男鹿市の概要	1
(2) 潟上市の概要	1
(3) 八郎潟町の概要	1
(4) 井川町の概要	1
(5) 大潟村の概要	1
2 消防の現況	2
(1) 男鹿地区消防一部事務組合	2
(2) 湖東地区行政一部事務組合	2
(3) 消防本部の概要	3
(4) 消防署所の位置・名称	3
(5) 消防職員の状況	4・5
(6) 消防用車両の状況	5
(7) 消防活動の状況	5
(8) 防火対象物、危険物施設等の状況	5
(9) 各種研修受講状況	6
3 消防を取り巻く状況	7
(1) 人口減少と高齢化の進行	7・8
(2) 救急需要	8
(3) 構成市町村の財政状況	9

第2章 消防広域化の効果

1 住民サービスの向上	10
(1) 初動体制、増援体制の強化	10
(2) 現場到着時間の短縮	11
2 人員配置の効率化及び現場体制の充実	12
(1) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強	12
(2) 通信指令業務及び予防業務等の高度化・専門化	12
3 消防体制の基盤強化	13
(1) 財政規模の拡大による消防車両及び消防資機材等の整備の充実・効率化	13
(2) 計画的な研修の実施	13
(3) 人事ローテーションと交流による効果	13
4 効果のまとめ	13

第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

1 広域化の方式及びスケジュール	14
(1) 広域化の方式	14
(2) 共同処理事務	14
(3) 広域化開始のスケジュール	14
2 広域化後の組織	14
(1) 消防本部の位置	14
(2) 組合・消防本部・消防署の名称	14
(3) 議員定数	15
(4) 議員選挙方法	15
(5) 議会運営	15
(6) 執行機関の組織及び選任方法	15
(7) 公平委員会	15
(8) 情報公開・個人情報保護	15
(9) 消防本部・消防署の組織及び事務分掌	15
(10) 消防本部の権限・決裁等	16
(11) 署所配置	16・17
(12) 消防署所の管轄区域	17
(13) 部隊運用	18
(14) 職員配置	18
(15) 職員の勤務形態	18
(16) 職員定数	18
(17) 採用計画	18
3 職員の処遇等	19
(1) 任用、人事等	19
(2) 給料等	19
(3) 諸手当	19
(4) 職名及び階級	19
(5) 教育訓練・研修・福利厚生等	19
(6) 貸与物品等	19
4 施設整備	20
(1) 消防力整備計画	20
(2) 通信施設	20
5 経費負担等	20
(1) 経費の負担方法	20・21

(2) 財産の取扱い	22
(3) 債務の取扱い	22
(4) 予算・契約等	22
(5) 電算システム	22

第4章 構成市町村の防災に係る関係機関との連携に関する事項

1 消防団等との連携	23
(1) 消防団との協力体制	23
(2) 消防団との連携	23
(3) 消防協力団体との連携	23
(4) 消防水利	23
2 防災・国民保護担当部局との連携確保	23
(1) 災害対策本部との連携	23
(2) 防災部局との連携	23

第1章 現況と課題

1 構成市町村の概要

(1) 男鹿市の概要



秋田県臨海部のほぼ中央に位置し、総面積 241.09 km²、日本海に突き出た男鹿半島の大部分が市域となっている。海と山、そして湖と変化に富んだ美しい自然環境に恵まれていることから、昭和 48 年 5 月に国定公園の指定を受けている。古来からの奇習である「ナマハゲ」は、全国的にも知名度が高く、平成 30 年にユネスコの無形文化遺産に登録されている。

(2) 潟上市の概要



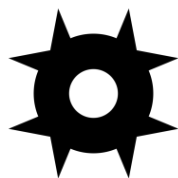
秋田県のほぼ中央の沿岸部に位置し、総面積 97.72 km²、県都秋田市に隣接したベッドタウンとしての都市的な側面を持ちつつ、広大な田園風景に代表される豊かな自然環境が広がっている。県内 13 市の中で最も面積が小さいながら、コンパクトで機能的な市域を有し、秋田自動車道や日本海沿岸東北自動車道などの高速交通網が整備されているほか、秋田空港へも車で約 30 分と首都圏へのアクセスも良好である。

(3) 八郎潟町の概要



八郎潟町は面積 17 km²と秋田県で一番小さい町で、町のほとんどが開けた平地となっている。県内では積雪が少ない地域で、自然災害が少ない地域でもある。また、八郎湖に面した町で、潟とともに歩んできた歴史のある町である。県の中央部に位置し、ベッドタウンとしての機能が高まってきている。秋田県指定無形民俗文化財である、願人踊や一日市盆踊りが町を盛り上げている。

(4) 井川町の概要



秋田県中央に位置し、井川沿いに広がる東西 14km、南北 4km、総面積 47.95 km²の町である。東部は段丘、西部は水田地帯。秋田市から約 25km、JR 井川さくら駅があり交通の便が良い。日本国花苑には 200 種 2000 本の桜やバラ園があり四季折々の花を楽しむことができる。また、令和 7 年に町制施行から 70 周年を迎えた。

(5) 大潟村の概要



北緯 40 度と東経 140 度の交わる地点が村の中央部にあり、総面積は 170.11 km²となっている。かつて、日本で 2 番目に大きな湖だった八郎潟を、国営の干拓事業により人工的な陸地を造成、昭和 39 年に村が創設された。大潟村全体が海拔 0 m 以下で、周囲を 52km の堤防に囲まれている。域内の 110 km²が広大な農地であり、水稻を中心として、たまねぎやかぼちゃ、大豆・麦、花卉などを取り入れた大規模な農業経営を行っている。

2 消防の現況

(1) 男鹿地区消防一部事務組合

男鹿地区消防一部事務組合の区域では、昭和 29 年に南秋田郡船川港町、脇本村、五里合村、男鹿中村、戸賀村が合併して旧男鹿市が誕生し、消防本部及び消防署を設置して消防事務を処理していたが、昭和 48 年 6 月 1 日に男鹿地区消防一部事務組合が 1 市 2 町 1 村（男鹿市、若美町、天王町、大潟村）により組織された。

その後、平成 17 年 3 月 22 日に市町村が合併、男鹿市と潟上市、大潟村の 2 市 1 村で構成されることとなった。また管轄区域は、男鹿市、潟上市（旧天王町区域に限る）、大潟村であり、組織された当時と同じである。



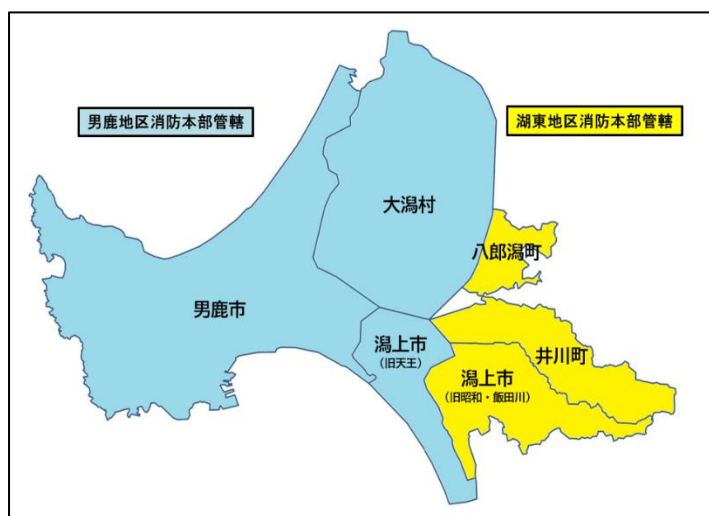
(2) 湖東地区行政一部事務組合

湖東地区行政一部事務組合の区域では、古くから各町村ともに常備消防部で消防事務を処理していたが、昭和 46 年 4 月 1 日に 3 町 1 村（昭和町、八郎潟町、飯田川町、井川村）により湖東地区消防一部事務組合が組織された。



その後、湖東地区消防一部事務組合は湖東地区葬斎場一部事務組合と統合され、平成 4 年 4 月 1 日に湖東地区行政一部事務組合が発足した。

平成 17 年 3 月 22 日、昭和町、飯田川町、天王町の 3 町合併に伴い潟上市が誕生、現在は潟上市、八郎潟町、井川町で組織されており、管轄区域は、潟上市（旧天王町地区を除く）、八郎潟町、井川町である。



図：両消防組合の管轄区域

(3) 消防本部の概要

令和7年4月1日現在

	男鹿地区消防本部	湖東地区消防本部
事務処理方式	一部事務組合 (男鹿市・潟上市・大潟村)	一部事務組合 (潟上市・八郎潟町・井川町)
管轄区域	男鹿市・潟上市の一部(旧天王町) 大潟村	潟上市の一部(旧昭和町、旧飯田川町) 八郎潟町、井川町
管轄人口	47,377 人	18,995 人
管轄面積	452.61 km ²	121.26 km ²
消防署・所	1 消防署、6 分署	1 消防署、2 分署

(4) 消防署所の位置・名称

本 部 名	本部・署所	所 在 地
男鹿地区消防本部	消防本部・消防署	男鹿市船川港船川字海岸通り2号12番地7
	北分署	男鹿市北浦北浦字種田69番地3
	東分署	男鹿市脇本脇本字上谷地130番地1
	天王分署	潟上市天王字蒲沼99番地5
	天王南分署	潟上市天王字北野1番地18
	若美分署	男鹿市鶴木字下潟端212番地
	大潟分署	大潟村字東2丁目2番地2
湖東地区消防本部	消防本部・消防署	井川町浜井川字喜兵衛堰10番地1
	昭和分署	潟上市昭和大久保字イカリ沖69番地3
	八郎潟分署	八郎潟町字中田98番地9



図：消防署所等の位置

(5) 消防職員の状況

① 職員数及び階級別職員数

令和7年4月1日現在

項目 消防本部	消防職員数（人）				階級別消防職員数（人）						
	定員	実 員			消防監	消防 司令長	消防 司令	消防 司令補	消防 士長	消防 副士長	消防士
		男	女								
男鹿地区	150	148	144	4	1	6	34	54	23	17	13
湖東地区	68	67	67	0	0	1	9	30	13	6	8
合 計	218	215	211	4	1	7	43	84	36	23	21

② 所属別職員配置数

令和7年4月1日現在

	男鹿地区	湖東地区
消防本部	消防長、次長 3人 ※1	消防長、次長 2人 ※1
	■総務課 11人 ※2	■総務課 3人 ※2
	■警防課 5人	■警防課 1人 ※2
	■予防課 7人	■予防課 1人 ※2
	■通信指令課 9人	■救急課 1人 ※2
	■救急課 5人	※1 消防長が消防署長を兼務、次長が消防署次長を兼務
	※1 男鹿市からの派遣1人含む ※2 防災航空隊への派遣1人含む	※2 本部各課長が消防署の課長を兼務
消防署	署長 1人	署長 署長は消防長が兼務
	■本署 24人	■本署 27人（32人）
	■北分署 14人	■昭和分署 16人
	■東分署 14人	■八郎潟分署 16人
	■天王分署 14人	（ ）内は兼務職員を含めた人数
	■天王南分署 14人	
	■若美分署 14人	
	■大潟分署 14人	

③ 年齢別職員数

令和7年4月1日現在

項目 消防本部	年齢別実員（人）								
	25歳以下	26～30歳	31～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56歳以上	平均年齢
男鹿地区	23	20	20	22	14	28	10	11	38.6
湖東地区	9	11	7	10	5	16	7	2	39.1
合 計	32	31	27	32	19	44	17	13	38.9

④ 勤続年数別職員数

令和7年4月1日現在

項目	勤続年数別実員（人）								
	5年 以下	6～ 10年	11～ 15年	16～ 20年	21～ 25年	26～ 30年	31～ 35年	35年 以上	平均 勤続年数
消防本部									
男鹿地区	13	27	22	25	13	28	12	8	17.7
湖東地区	11	4	15	8	5	10	12	2	18.9
合 計	24	31	37	33	18	38	24	10	18.3

（6）消防用車両の状況

令和7年4月1日現在

項目	車 両 名（台）											
	消 防 ポ ン プ 自 動 車	化 学 消 防 ポ ン プ 自 動 車	救 急 自 動 車	救 助 工 作 車	大 型 高 所 放 水 車	大 型 化 学 車	泡 原 液 搬 送 車	指 揮 車	広 報 車	資 機 材 搬 送 車	水 難 救 助 車	そ の 他 車 両 等
消防本部												
男鹿地区	7	1	7	1	1	1	1	2	8	1	1	2
湖東地区	3	1	3	1	0	0	0	1	1	1	0	3
合 計	10	2	10	2	1	1	1	3	9	2	1	5

※非常用（予備）車両を除く

（7）消防活動の状況

（単位：件）

消防本部 区分	男鹿地区					湖東地区				
	R2	R3	R4	R5	R6	R2	R3	R4	R5	R6
火 災	15	31	17	14	24	7	5	5	5	9
救 急	2,110	2,207	2,652	2,569	2,547	874	941	1,005	1,166	1,034
救 助	60	62	74	69	76	59	35	32	40	49
合 計	2,185	2,300	2,743	2,652	2,647	940	981	1,042	1,211	1,092

※各年1月1日～12月31日まで

（8）防火対象物、危険物施設等の状況

令和7年4月1日現在

項目	防火対象物数（棟）	危険物施設数	令和6年度 査察件数
消防本部			
男鹿地区	1,401	448	787
湖東地区	574	125	548
合 計	1,975	573	1,335

(9) 各種研修受講状況 (令和2年度～令和6年度)

(単位:人)

		男鹿地区消防本部	湖東地区消防本部	合 計
消防大学校	上 級 幹 部 科	0	0	0
	幹 部 科	2	0	2
	予 防 科	0	1	1
	危 険 物 科	1	0	1
	火 災 調 査 科	0	0	0
	救 急 科	0	0	0
	警 防 科	1	0	1
	救 助 科	0	1	1
	危機管理・防災教育科	0	0	0
救急救命士養成研修所		10	4	14
指導救命士養成研修		1	1	2
秋田県消防学校	初 任 教 育	25	10	35
	幹 部 教 育	10	4	14
	特 別 教 育	34	29	63
	予 防 査 察 科	3	3	6
	危 険 物 科	2	2	4
	警 防 科	5	4	9
	火 災 調 査 科	5	5	10
	特 殊 災 害 科	5	3	8
	救 急 科	39	7	46
	救 助 科	10	4	14

3 消防を取り巻く状況

(1) 人口減少と高齢化の進行

今後の人口は、非常に速いペースで減少を続け、5市町村の合計人口でみると、2025年（令和7年）の66,372人を100とした場合、10年後の2035年（令和17年）には、約78.1%の51,835人まで、20年後の2045年（令和27年）には、約60.9%の40,451人まで減少すると推計されている。

また、高齢化率についても一層加速し、20年後の2045年（令和27年）には高齢化率が約12.1%増加の約54.3%となり、2人に1人以上が高齢者になると予測されている。

今後、生産年齢人口の減少により各市町村は財政規模を縮小せざるを得ない状況となるほか、高齢化の進行により社会保障費が増大し、現在より厳しい運営を余儀なくされることが想定されることから、消防を広域化することによって、組織の効率化を図り、行財政上の様々なスケールメリットを最大限に活用する必要がある。

管轄人口及び高齢者（65歳以上）の将来推計

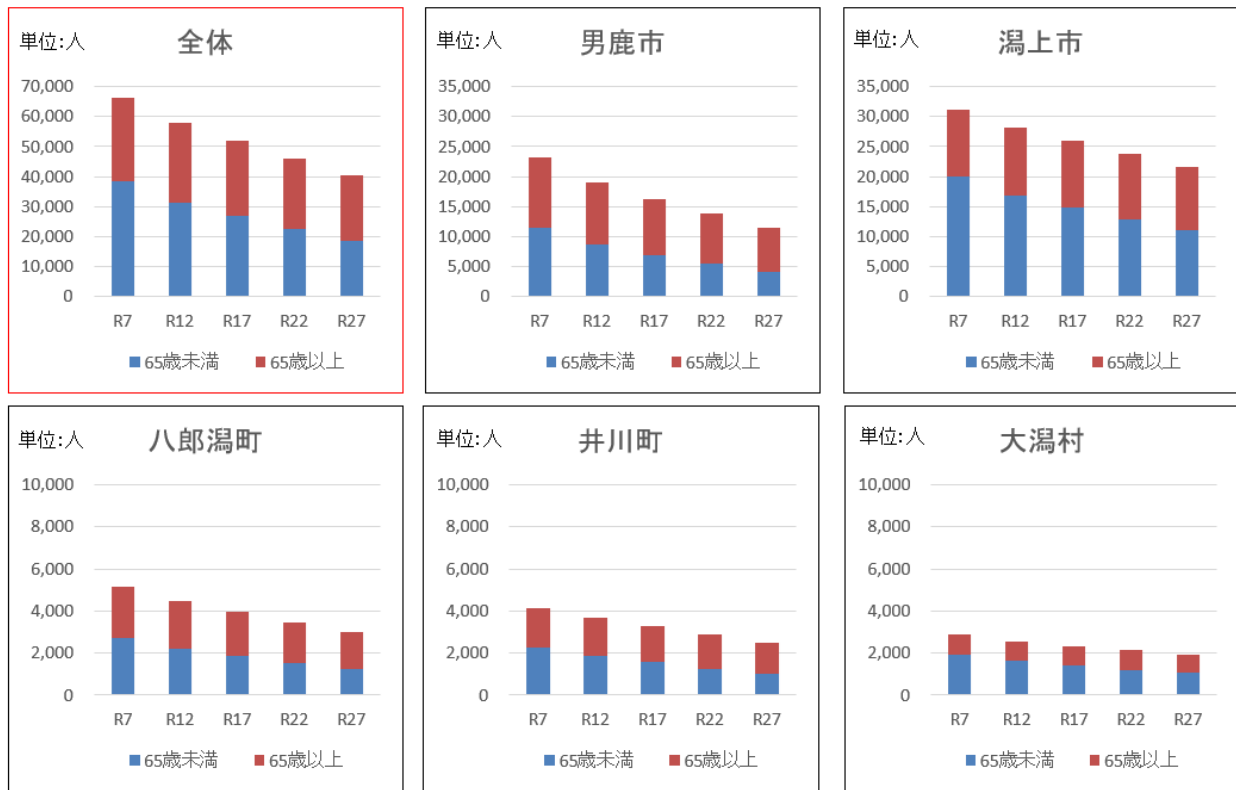
（単位：人）

		R7	R12	R17	R22	R27
男鹿市	人 口	23,146	18,976	16,281	13,776	11,478
	内高齢者	11,639	10,362	9,280	8,231	7,290
	高齢化率	50.3%	54.6%	57.0%	59.7%	63.5%
潟上市	人 口	31,094	28,096	26,001	23,786	21,536
	内高齢者	11,151	11,314	11,088	10,851	10,522
	高齢化率	35.9%	40.3%	42.6%	45.6%	48.9%
八郎潟町	人 口	5,136	4,474	3,956	3,463	2,992
	内高齢者	2,402	2,249	2,078	1,922	1,745
	高齢化率	46.8%	50.3%	52.5%	55.5%	58.3%
井川町	人 口	4,115	3,674	3,270	2,884	2,501
	内高齢者	1,863	1,824	1,705	1,613	1,506
	高齢化率	45.3%	49.6%	52.1%	55.9%	60.2%
大潟村	人 口	2,881	2,555	2,327	2,128	1,944
	内高齢者	977	912	918	929	893
	高齢化率	33.9%	35.7%	39.4%	43.7%	45.9%
合 計	人 口	66,372	57,775	51,835	46,037	40,451
	内高齢者	28,032	26,661	25,069	23,546	21,956
	高齢化率	42.2%	46.1%	48.4%	51.1%	54.3%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」、住民基本台帳人口（各市町村）

※令和7年は、令和7年4月1日現在の住民基本台帳人口を使用

図：人口の推移



(2) 救急需要

今後の救急搬送人員数は、5市町村の合計でみると、2025年（令和7年）の2,914人を100とした場合、10年後の2035年（令和17年）には、94.2%の2,744人まで、20年後の2045年（令和27年）には、79.2%の2,308人となることが推計されている。

救急需要も人口減少に比例し、減少することが推計されているが、高齢化の進展により、人口の減少率に比べて救急需要の減少率は低くなっている。

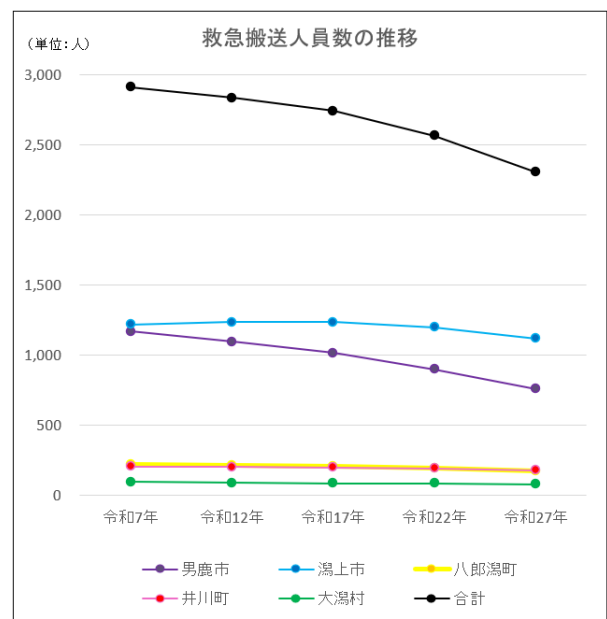
救急搬送人員数の将来推計

(単位:人)

	R7	R12	R17	R22	R27
男鹿市	1,168	1,096	1,017	900	759
潟上市	1,221	1,236	1,235	1,198	1,118
八郎潟町	223	214	206	193	172
井川町	207	202	199	193	180
大潟村	95	90	87	84	79
合 計	2,914	2,838	2,744	2,568	2,308

※出典：常備消防力適正配置調査(R4.3作成)

図：救急搬送人員数の推移



(3) 構成市町村の財政状況

現状、各市町村の消防費は国の地方交付税（普通交付税）が主な財源となっているが、各市町村ともに消防費の基準財政需要額以上に一般財源から支出している状況にある。

今後、人口減少の進展により、市町村は財政規模を縮小せざるを得ない状況となる中、消防を広域化しない場合は、消防費を抑制することが難しく、消防費が市町村全体の財政を圧迫することが懸念される。

消防費の決算額と基準財政需要額の状況

(単位：千円)

		R1	R2	R3	R4	R5
男鹿市	決 算 額 (内常備消防)	888,708 (730,406)	920,643 (730,750)	953,984 (682,950)	894,957 (692,573)	889,758 (707,453)
	基準財政需要額	600,878	605,226	579,372	573,919	591,739
潟上市	決 算 額 (内常備消防)	865,927 (798,452)	869,455 (806,398)	875,262 (814,204)	880,779 (819,780)	903,852 (841,801)
	基準財政需要額	561,135	567,230	573,054	563,224	575,105
八郎潟町	決 算 額 (内常備消防)	179,499 (146,550)	186,598 (150,040)	193,089 (147,087)	223,751 (145,747)	202,450 (151,355)
	基準財政需要額	126,278	127,395	149,432	156,469	161,913
井川町	決 算 額 (内常備消防)	180,377 (133,074)	182,527 (138,608)	182,678 (136,605)	152,292 (137,595)	179,762 (141,471)
	基準財政需要額	117,362	118,628	145,700	151,490	159,001
大潟村	決 算 額 (内常備消防)	152,712 (133,867)	212,430 (133,930)	150,709 (132,818)	163,216 (134,699)	188,561 (137,594)
	基準財政需要額	94,005	96,615	122,511	128,605	136,323

第2章 消防広域化の効果

1 住民サービスの向上

(1) 初動体制、増援体制の強化

広域化によって保有する部隊数が増えることにより、初動体制や増援体制が充実し、大規模災害・多数傷病者事故等への対応力が強化されるとともに、相互応援に依存せず、統一的な指揮の下に迅速効果的な災害対応が可能となる。

現 状（建物火災）

男鹿地区消防本部

初 動 体 制



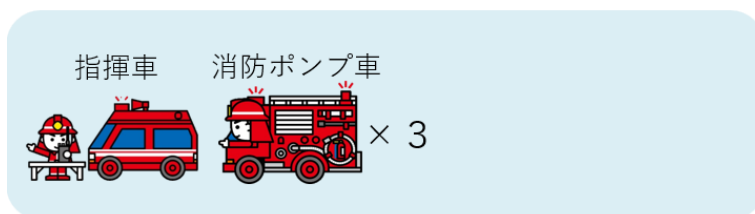
増 援 体 制



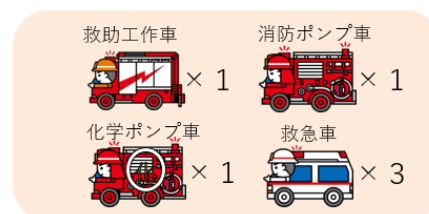
即時出動可能部隊 4 隊

湖東地区消防本部

初 動 体 制



増 援 体 制



即時出動可能部隊 0 隊



広域化後（建物火災）

新消防本部

初 動 体 制



増 援 体 制



即時出動可能部隊 8 隊

（２）現場到着時間の短縮

管轄境界付近への出動について、現場到着時間の短縮に効果がある。

現 状

例１：救助案件（交通事故）

発生場所：大潟村と八郎潟町との行政境付近
（県道 298 号）

出 動

救助工作車（男鹿本署） 到着 30 分後
救急車 （大潟分署） 到着 12 分後

例２：火災案件（建物火災）

発生場所：昭和大久保北野大崎道添付近

出 動

消防ポンプ車（昭和分署） 到着 3 分後
消防ポンプ車（湖東本署） 到着 11 分後
消防ポンプ車（八郎潟分署） 到着 14 分後



広域化後

例１：救助案件（交通事故）

発生場所：大潟村と八郎潟町との行政境付近
（県道 298 号）

出 動

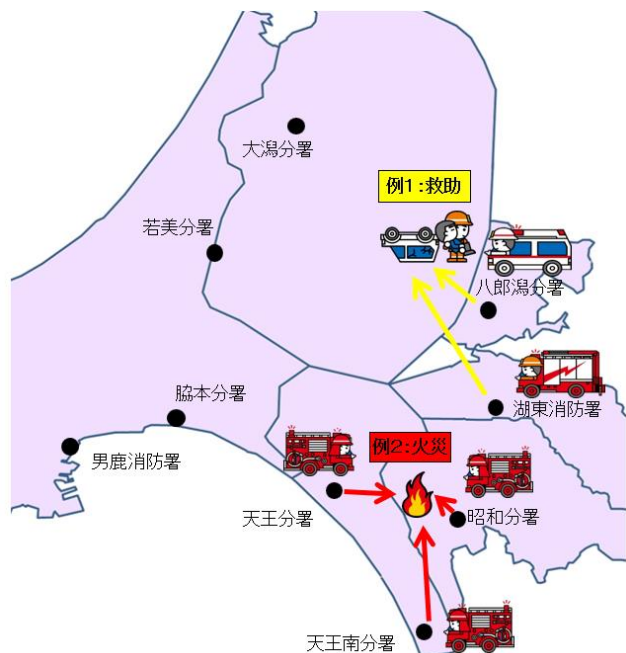
救助工作車（湖東本署） 到着 12 分後
救急車 （八郎潟分署） 到着 6 分後

例２：火災案件（建物火災）

発生場所：昭和大久保北野大崎道添付近

出 動

消防ポンプ車（昭和分署） 到着 3 分後
消防ポンプ車（天王分署） 到着 9 分後
消防ポンプ車（天王南分署） 到着 10 分後



2 人員配置の効率化及び現場体制の充実

(1) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強

本部機能統合等の効率化によって発生した人員を現場活動要員として配置することで、現場体制の強化が可能となる。

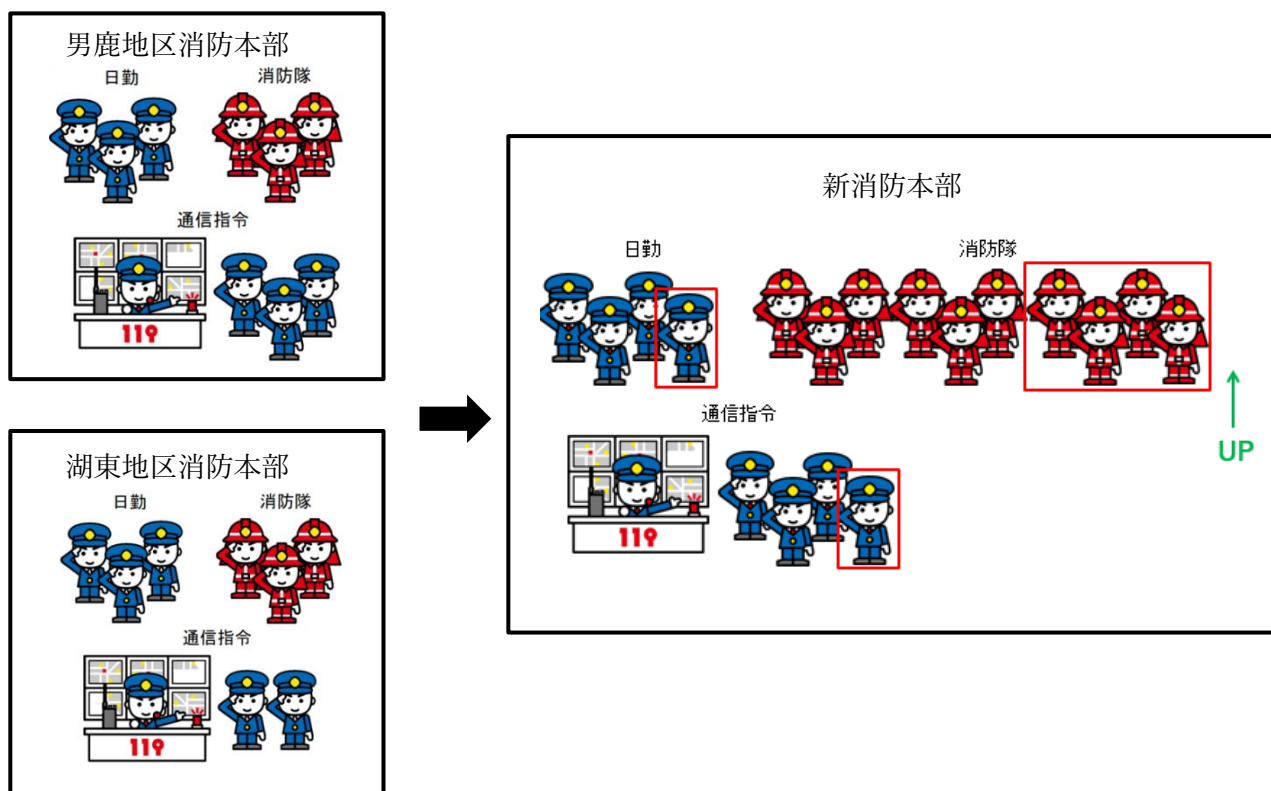
(2) 通信指令業務及び予防業務等の高度化・専門化

通信指令業務や予防業務等について、担当職員の高度化・専門化を図ることが可能となる。

通信指令業務については、職員の対応能力の向上が図られ、火災や救急発生時の迅速・的確な初動対応に繋がる。特に救急事案においては、一次救命処置の効果的な口頭指導等によって救命率の向上が期待される。

予防業務については、火災予防査察の充実やきめ細かな防火管理指導等の実施により、地域の防火安全の向上が図られるほか、火災原因調査体制の充実等によって効果的な火災予防施策の実現が可能となる。

【人員配置の効率化によるイメージ図】



3 消防体制の基盤強化

(1) 財政規模の拡大による消防車両及び消防資機材等の整備の充実・効率化

財政規模の拡大によって、消防車両及び消防資機材の計画的な更新・整備が可能となるほか、消防特殊車両及び消防資機材、通信指令システム、デジタル無線等の重複投資が避けられ、経費の抑制が図られる。

(2) 計画的な研修の実施

職員数の増加によって、職員の研修出向が可能となる。職員研修を計画的に実施し、消防活動技術や防火・防災に関する知識習得をはじめ、救急救命士、予防技術資格者等の特定分野に関する高度な専門的知識、技術習得の機会が増えることで、職員の能力向上が図られ、質の高い消防サービスの提供に繋がる。

(3) 人事ローテーションと交流による効果

人事規模の拡大に伴い、効果的な人事ローテーションが可能となるほか、職員の年齢層の偏りや人事の硬直化が緩和され、バランスのとれた組織構成が可能となる。

4 効果のまとめ

広域化によるスケールメリットが大きく、初動体制・増援体制の強化、大規模災害発生時の災害対応力が強化される。

また、人員配置の効率化によって、通信指令業務及び予防業務の専門化が図られるとともに、職員数の拡充によって計画的な研修出向が可能となり、高度な専門的知識、技術習得の機会が増えることで、職員の能力向上が図られ、より質の高い消防サービスの提供が可能となる。

財政運営の面においては、消防特殊車両や消防資機材、通信指令システム等の更新などの重複投資が避けられるなど、経費の抑制が図られるほか、署所統合などの消防施設等整備においては、国の財政措置を活用するなど、計画的に整備を進めることによって、合理的且つ効果的な運営が可能となる。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

1 広域化の方式及びスケジュール

(1) 広域化の方式

消防広域化の方式は、2市2町1村による「一部事務組合」方式とする。

(2) 共同処理事務

広域化後の一部事務組合で共同処理する事務は次のとおりとする。

消防に関する事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除く。）

(3) 広域化開始のスケジュール

広域化運用開始は、令和8年4月1日とする。

2 広域化後の組織

(1) 消防本部の位置

広域化前の男鹿地区消防一部事務組合消防本部（男鹿市船川港船川字海岸通り2号12番地7）を広域化後の消防本部の位置とする。

ただし、広域化後10年以内を目途に、潟上市内に新消防本部を新設する。

(2) 組合・消防本部・消防署の名称

組合の名称は、男鹿潟上南秋消防組合とし、消防本部の名称は、男鹿潟上消防本部とする。消防署等の名称は、次のとおりとする。

消防本部名	広域化前		消防本部名	広域化後
男鹿地区消防本部	男鹿地区消防署		男鹿潟上消防本部	男鹿消防署
	北分署			北浦分署
	東分署			脇本分署
	若美分署			若美分署
	天王分署			天王分署
	天王南分署			天王南分署
	大潟分署			大潟分署
湖東地区消防本部	湖東地区消防署			湖東消防署
	昭和分署			昭和分署
	八郎潟分署			八郎潟分署

※ 朱書き部分が変更となる名称

（３）議員定数

組合議会の議員定数は１４人とする。

ただし、管内人口の動向にあわせて随時定数の見直しを検討する。

選出区分は、男鹿市４人、潟上市４人、八郎潟町２人、井川町２人、大潟村２人とする。

（４）議員選挙方法

選挙の方法は、構成市町村の議会において、その議会の議員の中から選挙する。

（５）議会運営

議会運営については、現在の男鹿地区消防一部事務組合議会の議会運営を基本とし、広域化後の組合議会において決定する。

（６）執行機関の組織及び選任方法

組合に管理者１人、副管理者４人、会計管理者１人及び監査委員２人を置く。

管理者は、関係市町村の長の互選により選出する。

副管理者は、管理者以外の関係市町村の長をもって充てる。

会計管理者は、関係市町村の職員のうちから管理者が任命する。

監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員及び識見を有する者のうちから各１人を選任する。

（７）公平委員会

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第７条第４項の規定に基づき、同法第８条第２項に規定する公平委員会の事務を秋田県に委託する。

（８）情報公開・個人情報保護

委員は、優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

審査会の委員は、５人以内をもって組織する。

委員の任期は、３年とする。

（９）消防本部・消防署の組織及び事務分掌等

消防本部、消防署の組織は次のとおりとする。

消防本部：総務課、警防課、予防課、通信指令課、救急課

消防署：庶務担当、警防担当、予防担当、救急担当

事務分掌等は、現在の男鹿地区消防本部の事務分掌を基本に、広域化に伴う新たな事務事項を追加する。

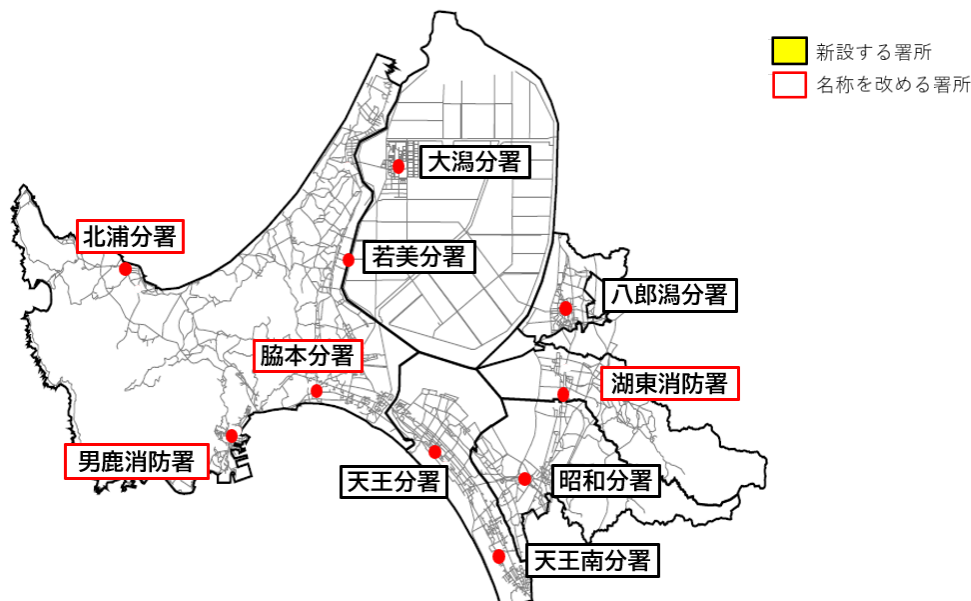
（１０）消防本部の権限・決裁等

現在の男鹿地区消防一部事務組合の運用を基本とするが、広域化により管轄区域及び組織が拡大することから、ＩＴ等のデジタル技術をより一層活用し、許認可や各種申請・届出の受理に係る住民サービスが低下しないようにする。

（１１）署所配置

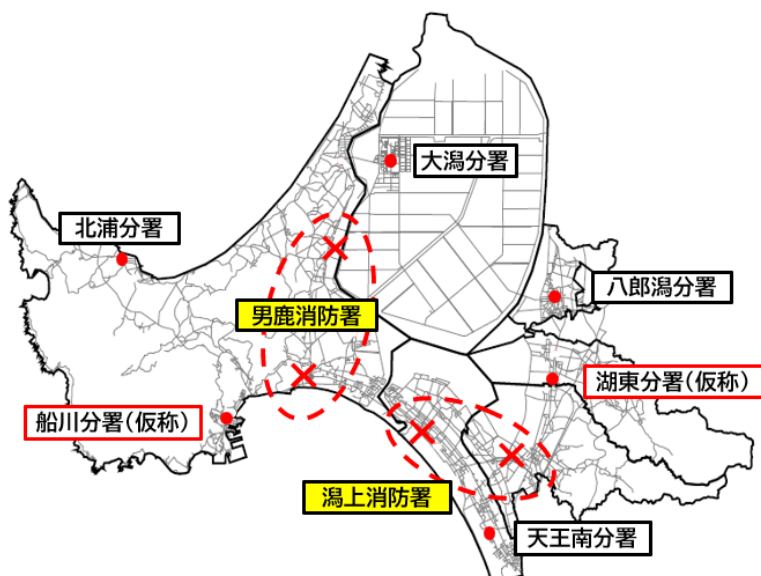
広域化後の署所配置は次のとおりとする。

- ① 広域化直後：現行の配置を引き継ぎ１０署所体制とする。



- ② 広域化後１０年以内：８署所体制とする。

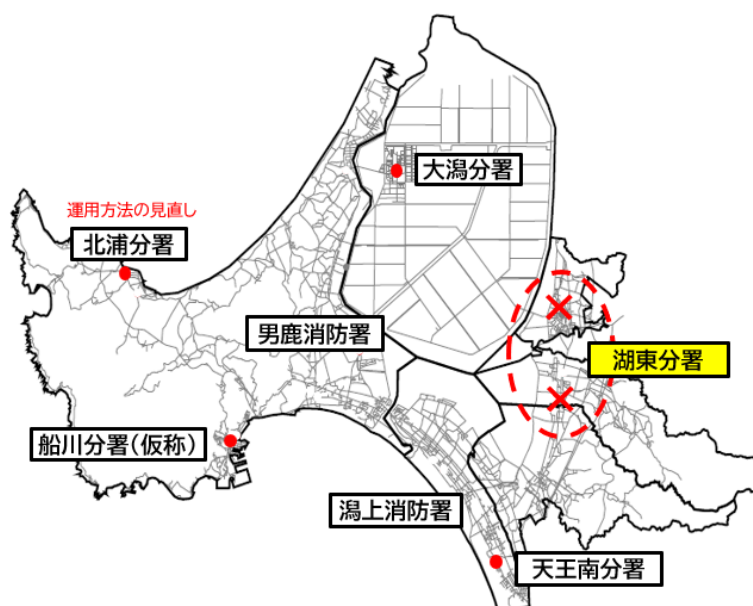
- ア 天王分署と昭和分署を統合した、潟上消防署を潟上市内に新設する。
その際、湖東消防署は湖東分署（仮称）に改める。
- イ 脇本分署と若美分署を統合し、（新）男鹿消防署を男鹿市内に新設する。
その際、（旧）男鹿消防署は船川分署（仮称）に改める。



③ 広域化後20年以内の方針：7署所体制とする。

ア 湖東分署（仮称）と八郎潟分署を統合し、（新）湖東分署を新設する。

イ 北浦分署の運用方法を見直しする。



（１２）消防署所の管轄区域

広域化後2署体制となることから、各種申請や届出等の事務に関する管轄区域は、次のとおりとする。

消 防 署	事務に関する管轄区域
男鹿消防署	男鹿市、大潟村
湖東消防署	潟上市、八郎潟町、井川町

消防署の出動範囲については、管轄区域に捉われることなく、構成市町村一円とし、現場到着時間の短縮や効果的な災害活動を念頭に調整する。

消 防 署	出 動 範 囲
男鹿消防署	構成市町村一円
湖東消防署	

（１３）部隊運用

部隊運用は、広域化後の部隊数増加等のメリットを最大限に発揮し、より効果的で迅速な消防活動が行えるよう調整する。

（１４）職員配置

職員配置は、本部部門を統合効率化し、署所の充実強化を図り、各消防署及び分署に求められる機能及び車両等を考慮の上、適正配置とする。

（１５）職員の勤務形態

消防署員の勤務形態は、両消防本部が同一の２部制をとっていることから、「現行の体制のままの２部制」とする。

① 勤務形態

毎日勤務者及び交替制勤務者（２部制）

② 勤務時間

ア 毎日勤務者の勤務時間は、１日につき７時間４５分（１週間あたり３８時間４５分）。

なお、休憩時間は６０分とし、始業時間は午前８時３０分、終業時間は午後５時１５分。

イ 交替制勤務の勤務時間は、１回の勤務あたり１５時間３０分とし、始業時間は午前８時３０分、終業時間は翌午前８時３０分とする。

ただし、指定する職員については仮眠時間における正規の勤務時間を割り当てしないものとする。

（１６）職員定数

消防職員の定数は２１８人とする。

ただし、署所の統廃合に併せ定員の見直しを図る。

（１７）採用計画

新規職員の採用は、定数の欠員補充を基本とし、計画を作成する。

3 職員の処遇等

(1) 任用・人事等

現在の男鹿地区消防一部事務組合及び湖東地区行政一部事務組合の職員は、一旦退職手続きのうえ、新組織の職員として任用する。

なお、勤続年数等については、新組織に引き継ぐものとする。

また、身分の切り替えに際しては、職員に不安を与えないよう、その心情に十分配慮し丁寧に説明する機会を広域化前に設ける。

(2) 給料等

使用する給料表は、現在の両組合が使用する行政職給料表（一）で7級制とする。

広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の級号給とし、現在の男鹿地区消防一部事務組合の給与制度の適用を基本とする。

ただし、給与制度を適用することにより号給の調整が必要となった場合は、別途協議する。

(3) 諸手当

すべての諸手当について、精査した上で同一の支給額（率）とする。

(4) 職名及び階級

職名と階級については、現在の男鹿地区消防一部事務組合の職名と階級を基本とし、消防長の階級は消防監とするが、特に調整の必要があると認められる場合は別途調整する。

(5) 教育訓練・研修・福利厚生等

両消防本部が行っている教育訓練・研修・福利厚生を基本とし、広域化後の組織規模に応じて実施する。

○派遣（秋田県消防防災航空隊、構成市町村等）

○教育（消防大学校、秋田県消防学校、自治研修所、救命士養成所等）

○その他、業務に必要な研修、講習の受講、資格取得等への派遣

(6) 貸与物品等

貸与物品については、統一を図ることとする。なお、広域化前に貸与されていた物品で広域化後も引き続き使用可能なものについては、一定の猶予期間を設けて引き続き使用する。

4 施設整備

(1) 消防力整備計画

中長期的な消防施設等の整備費用の見通しを含めた総合計画として「消防力整備計画」を広域化後早期に作成する。

(2) 通信施設

広域化後の消防指令システム及びデジタル無線の一元化に際し、通信指令室は、男鹿地区消防本部の通信指令室を使用する。

男鹿地区消防本部の消防指令システムを広域運用に対応できるよう改修することで、業務運営の効率化及び改修費用の削減を図る。また湖東地区消防本部のデジタル無線機器もこれに併せ改修または更新し、運用方法等についても統一する。

なお、男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部が現在それぞれで運用している防災無線等について、構成市町村と協議し、より良い運用方法を検討していく。

5 経費負担等

(1) 経費の負担方法

① 共通経費の負担割合

基準財政需要額の内常備消防分（参照：図1）を一律負担＋不足分を人口割（予算年度の前年1月1日現在）とする。

② 共通経費以外の経費

本部以外の庁舎建設（新築）費用とし、負担割合は受益エリアを基本に消防議会の議を経て決定する。

③ 経過措置

ア 対象市町村

潟上市・八郎潟町・井川町

イ 経過措置の内容

①の方法により算定後、潟上市（昭和・飯田川分）、八郎潟町、井川町の負担金を合算し、広域化前の湖東地区行政一部事務組合の算定方法により再按分する。（参照：図2）

ただし、負担金額は基準財政需要額の常備消防分を下限とする。（注1）

ウ 経過措置期間

最長10年間とし、3年毎に検討の機会を設ける。

（注1）ただし書きが適用された市町の増額分については、経過措置によって経過措置前の負担金を超える市町から減ずる。なお、経過措置前の負担金を超える市町が複数の場合は、超える金額の割合に応じて按分する。

図1：基準財政需要額の内、常備消防分の考え方

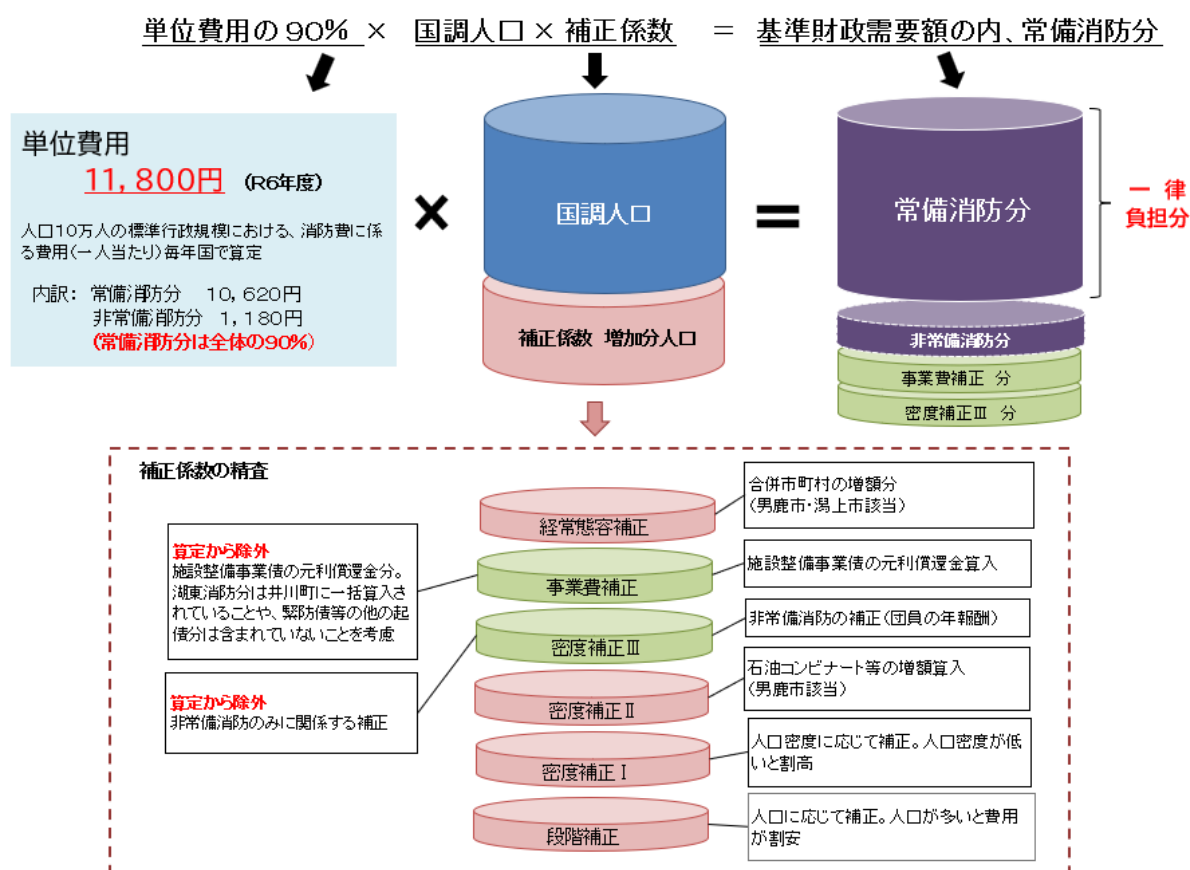
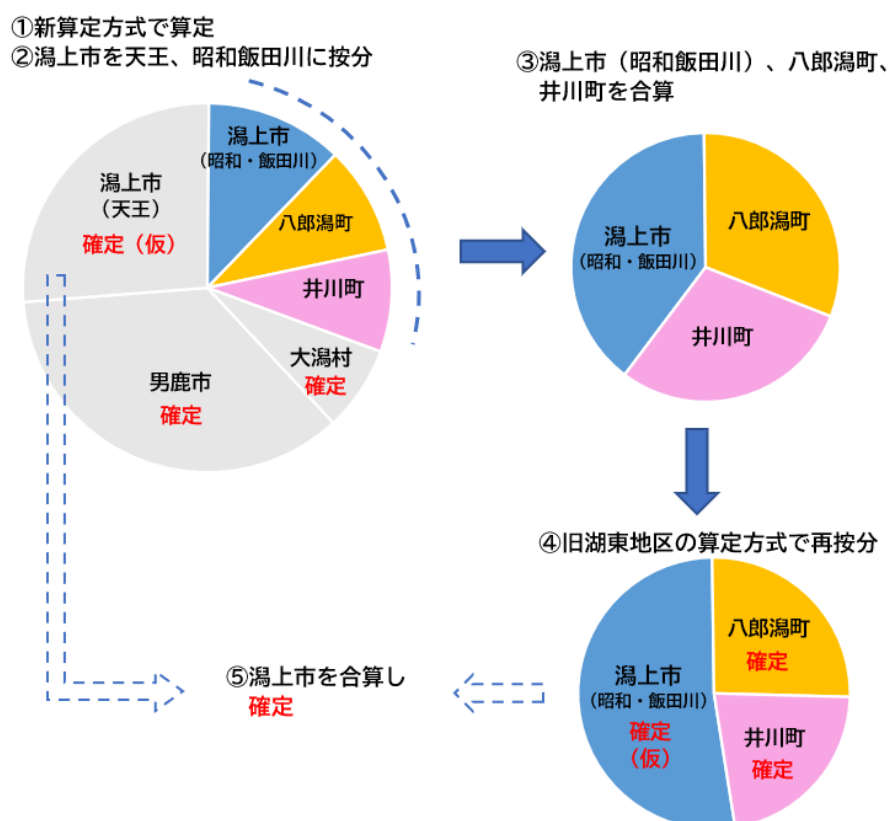


図2：経過措置の内容（イメージ図）



（２）財産の取扱い

現行の両組合が保有する全ての財産は、原則として新組合に承継する。ただし、湖東地区行政一部事務組合が保有する斎場に係る財産は潟上市、介護情報センターに係る財産は井川町へそれぞれ無償譲渡する。

（３）債務の取扱い

原則債務は新組合に引き継ぐ。

旧組合債務は、旧組合の構成市町村が旧組合の負担割合により負担する。

（４）予算・契約等

予算事務は、12 月中に構成市町村の消防担当課長及び財政担当課長の全体会議により協議し、予算案を策定の上、管理者等会議（仮称）を経て、組合議会に提案する。

入札事務は、事務の重要性に鑑み、適正な事務処理の観点から本部設置市への事務依頼とする。

契約事務は、新消防組合で実施する。ただし、検査事務は本部設置市への事務依頼を基本とする。

会計事務は、本部設置市への事務委託とする。

（５）電算システム

男鹿地区消防一部事務組合のシステムに、湖東地区行政一部事務組合が所有する人事情報等を取り込むことで、広域化に対応することを基本とする。

ただし、財務会計システムについては、会計事務の委託先である本部所在地の市町村の財務会計システムを利用する。

ネットワーク回線については、現在の回線を活用し拡張して構築することとする。

第4章 構成市町村の防災に係る関係機関との連携に関する事項

1 消防団等との連携

(1) 消防団との協力体制

消防団に係る事務は構成市町村の所管とする。

各種訓練や行事は、消防団との連携を強化し、継続的な協力体制を維持するため、消防本部及び各消防署が支援する。

(2) 消防団との連携

災害発生時は、適切な方法により消防団へ情報伝達を行い、現場活動においては、消防署と消防団が連携し対応する。

(3) 消防協力団体との連携

消防協力団体との連携は、広域消防組織が継続して行うものとする。

(4) 消防水利

水利施設の設置、維持及び管理に関して必要な事務は構成市町村の所管とする。

2 防災・国民保護担当部局との連携確保

(1) 災害対策本部との連携

構成市町村に災害対策本部等が設置された場合は、組合消防職員を派遣し、各市町村地域防災計画等に基づいた協力連携体制を構築する。

(2) 防災部局との連携

構成市町村の担当部局と様々な手法により、緊密な連携体制を構築する。連携強化に当たり構成市町村と人事交流を行う。